

令和 7 年 9 月 26 日

丸 亀 市 議 会 議 員 様

丸亀市長 松 永 恭 二

追 加 議 案 の 提 出 に つ い て

令和 7 年丸亀市議会 9 月定例会に下記の議案を別紙のとおり追加提出します。

記

議案第 102 号 工事請負契約の締結について（南中学校北校舎空調設備改修工事）

議案第 103 号 物品の購入について（丸亀市民会館舞台照明備品）

議案第 104 号 物品の購入について（丸亀市民会館舞台大道具備品）

議案第 102 号

工事請負契約の締結について（南中学校北校舎空調設備改修工事）

南中学校北校舎空調設備改修工事に関し、次のとおり請負契約を締結いたしたい。

令和 7 年 10 月 3 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

- 1 契約の目的 南中学校北校舎空調設備改修工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 3 契 約 金 額 金 155,870,000 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 14,170,000 円

- 4 契約の相手方 香川県丸亀市葭町 48 番地
三宅設備工業株式会社
代表取締役 三宅 洋平

参 照 工事請負仮契約書（写）別紙のとおり

工 事 請 負 仮 契 約 書 (写)

- 1 工 事 名 南中学校北校舎空調設備改修工事
- 2 工 事 場 所 丸亀市郡家町地内
- 3 工 期 着手 本契約成立の日
完成 令和8年3月23日
- 4 契 約 金 額 ¥155,870,000-
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥14,170,000-
- 5 契 約 保 証 金 ¥15,587,000-
- 6 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に規定する対象建設工
事の該当の有無
☐ 該当する（分別解体等の方法等については、別紙のとおり）
☒ 該当しない
- 7 建設発生土の搬出先等 建設発生土の搬出先については仕様書等に定めるとおり
- 8 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

上記の工事について発注者丸亀市（代表者 市長 松永 恭二）と
受注者 三宅設備工業株式会社（代表取締役 三宅 洋平） とは、
各々対等な立場における合意に基づいて本仮契約書の上記条件のほか丸亀市契約規則（平成17年規則第48号）
及び丸亀市建設工事請負契約約款（平成21年告示第16号）によって請負仮契約を締結し、信義に従って誠実に
これを履行するものとする。
この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年9月9日

発注者 丸亀市大手町二丁目4番21号
丸亀市
代表者 市長 松永 恭二 

受注者 香川県丸亀市葭町48番地
三宅設備工業株式会社
代表取締役 三宅 洋平 

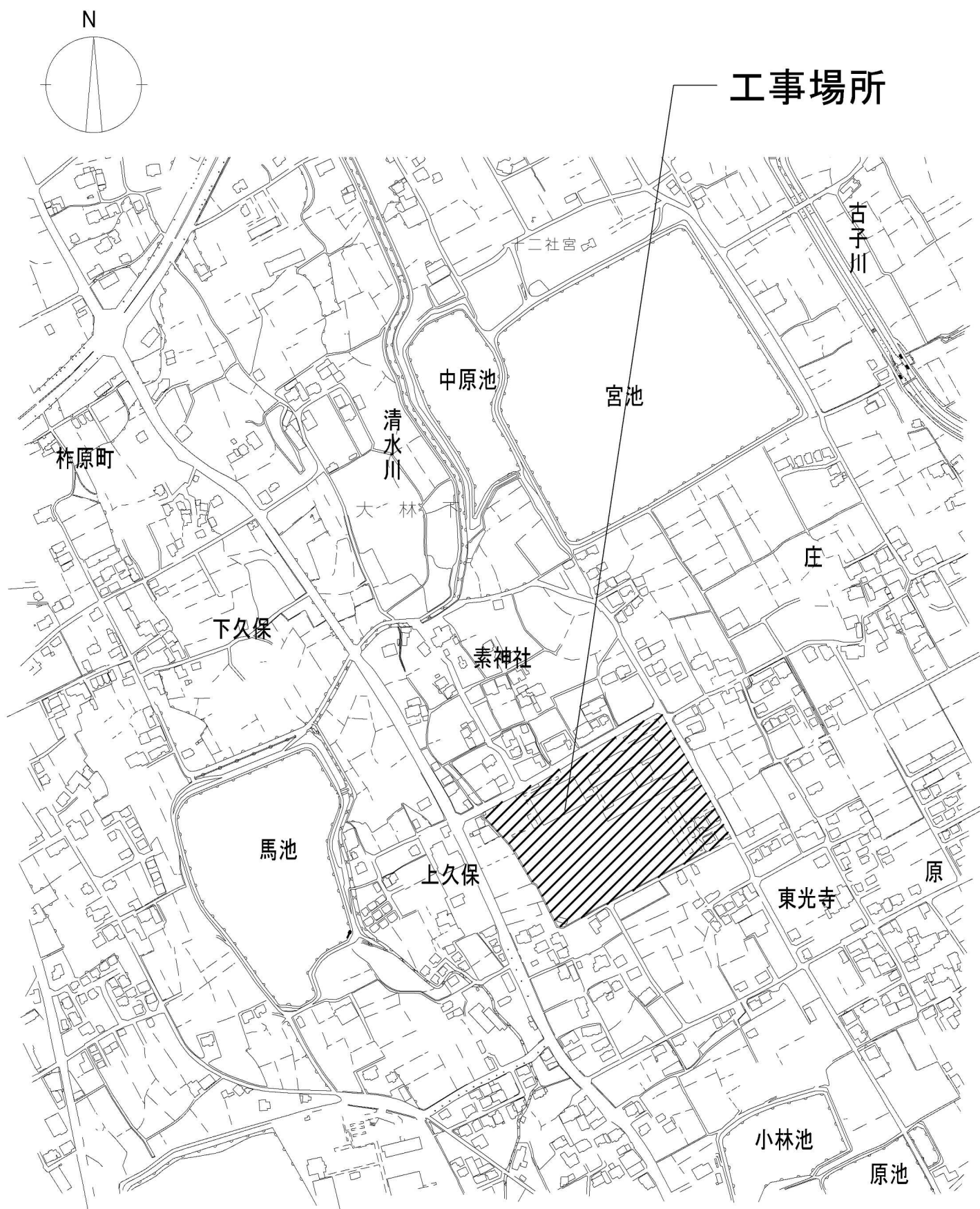
備考 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」につ
いては、いずれかの□に「レ」を記入し、該当する場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関す
る省令（平成14年国土交通省令第17号）第4条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

工 事 概 要 書

契 約 の 目 的 (工事名称)	南中学校北校舎空調設備改修工事
工 事 概 要	【空調設備改修工事】 GHP 職員室、特別教室他 64 台 EHP 事務室、相談室 13 台 ルームエアコン 1 台 上記に係る機械設備工事 一式

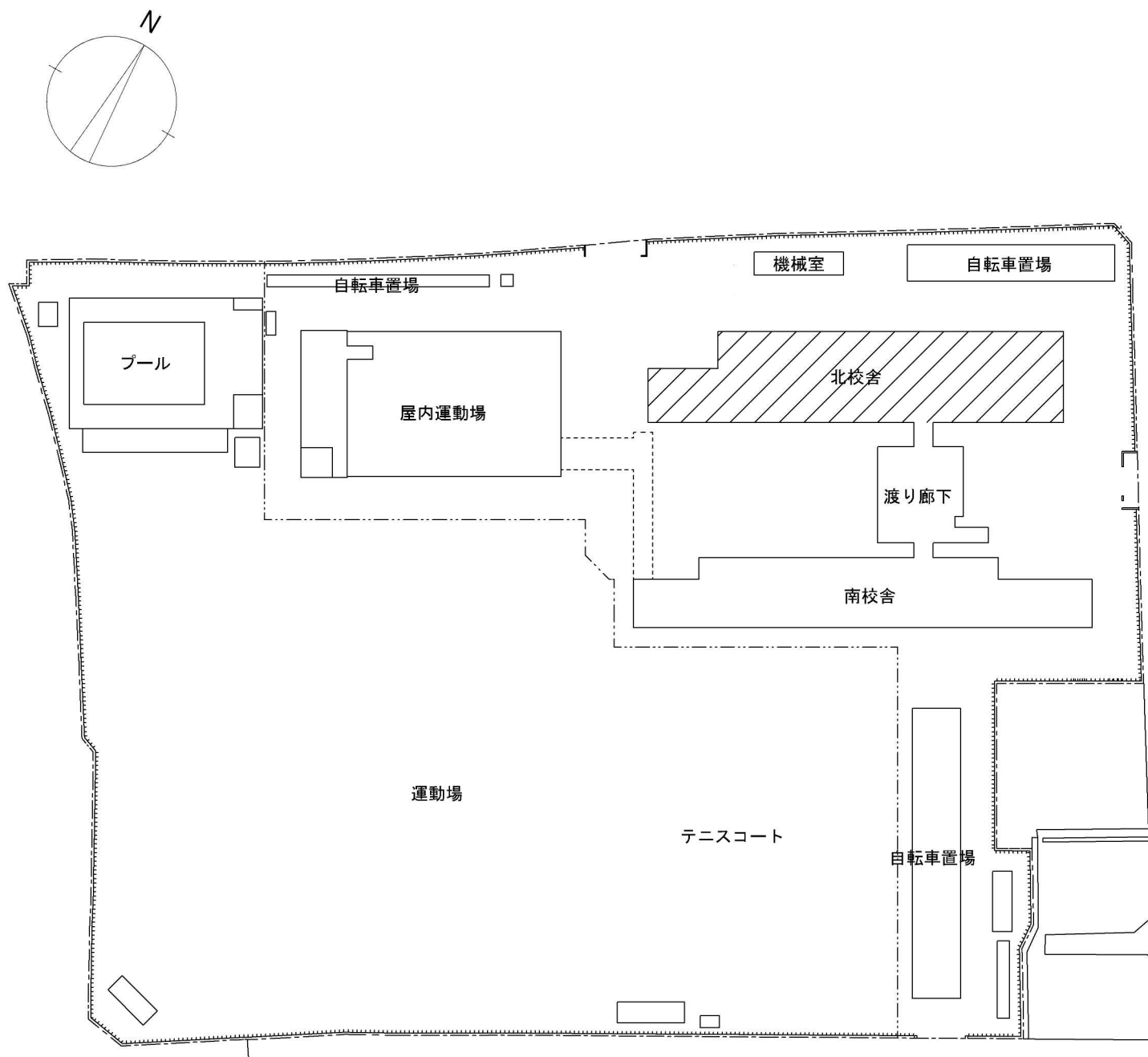
南中学校北校舎空調設備改修工事

付近見取図



南中学校北校舎空調設備改修工事

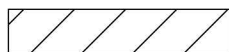
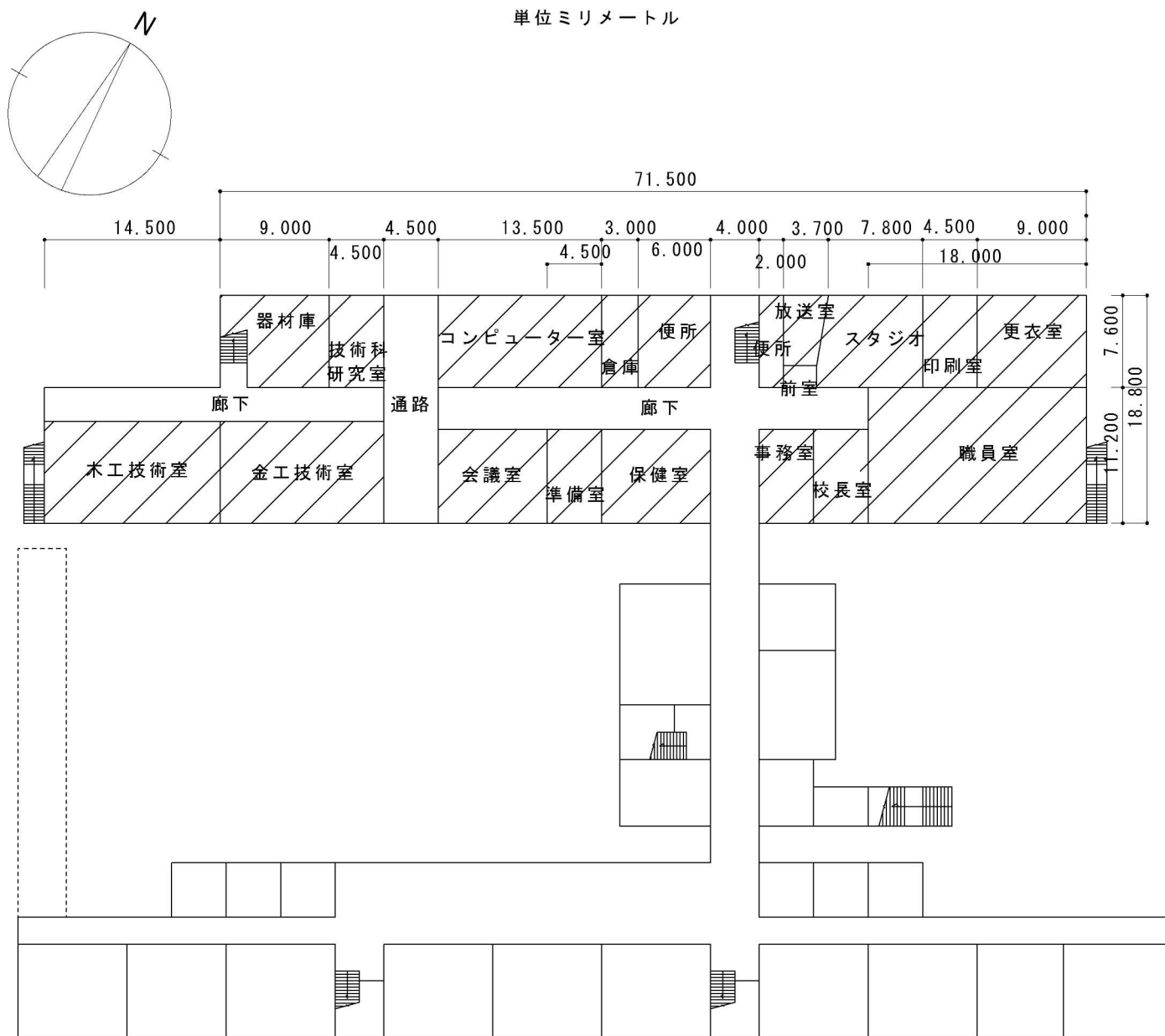
配置図



南中学校北校舎空調設備改修工事

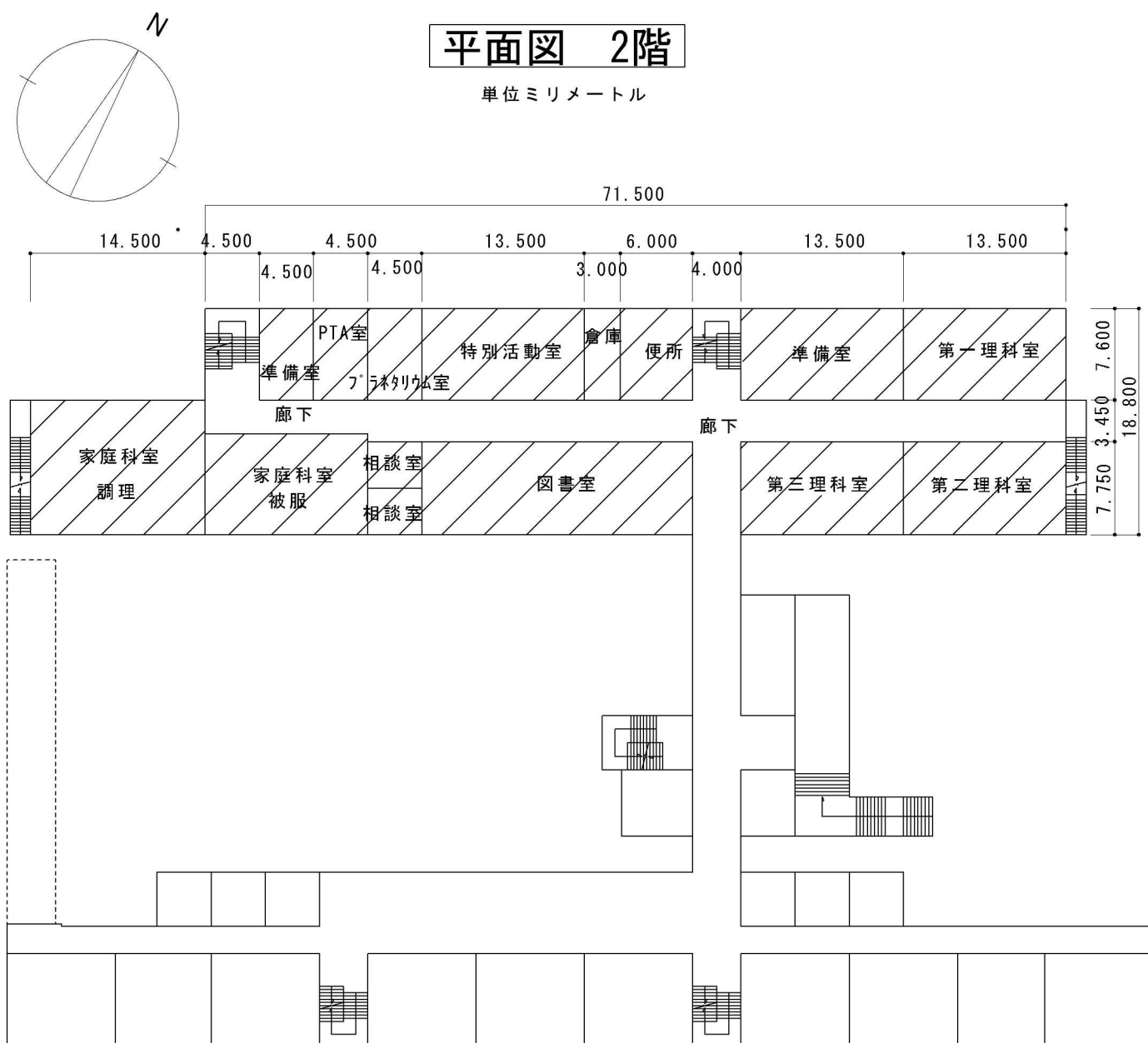
平面図 1階

単位ミリメートル



北校舎改修工事範囲

南中学校北校舎空調設備改修工事

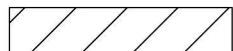
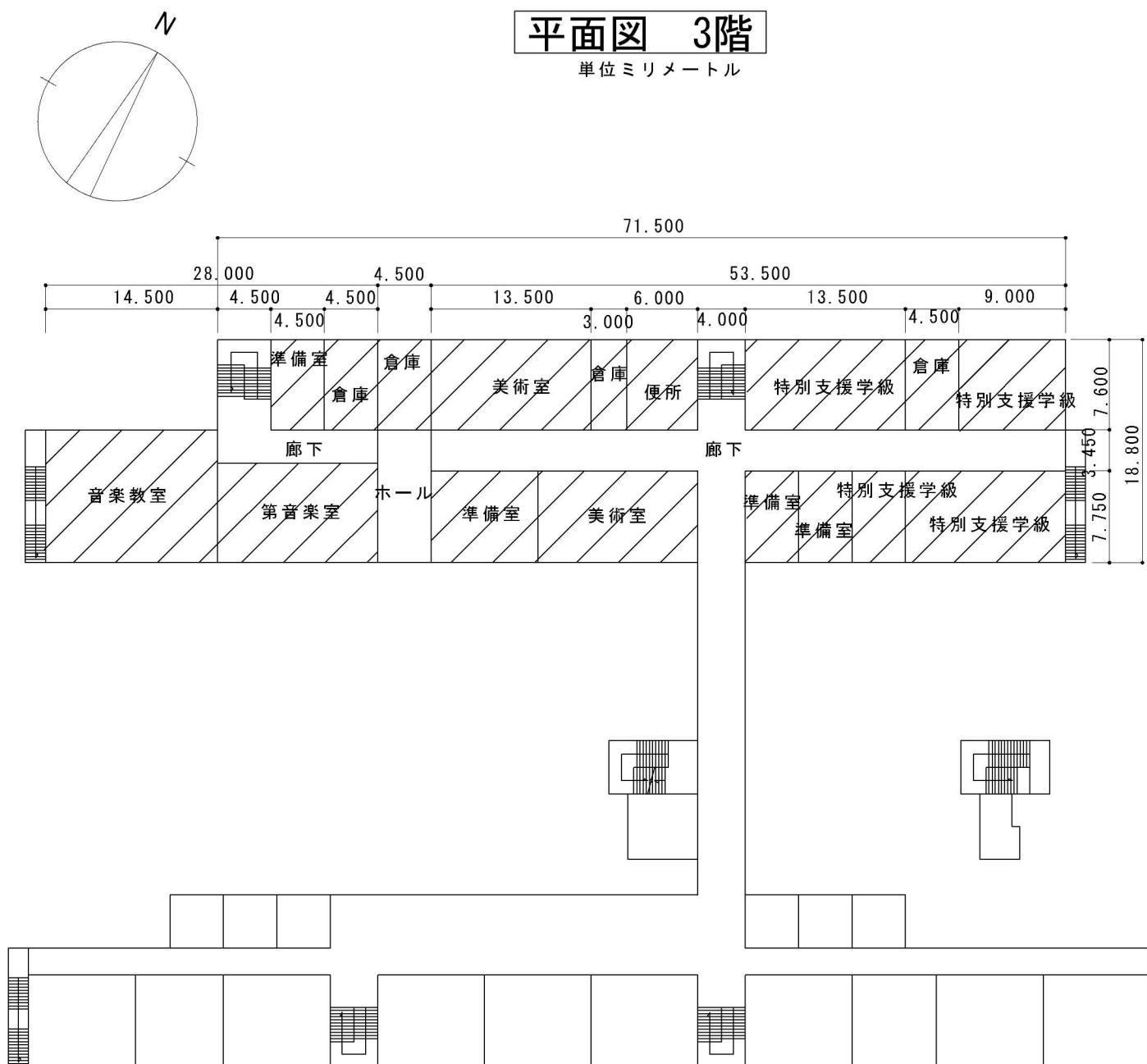


 北校舎改修工事範囲

南中学校北校舎空調設備改修工事

平面図 3階

単位ミリメートル



北校舎改修工事範囲

議案第 103 号

物品の購入について（丸亀市民会館舞台照明備品）

次のとおり物品の購入をいたしたい。

令和 7 年 10 月 3 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 購 入 物 品 丸亀市民会館舞台照明備品

2 契 約 の 方 法 指名競争入札

3 購 入 金 額 金 188,760,000 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 17,160,000 円

4 購 入 先 大阪府大阪市北区天満 2-12-16

株式会社松村電機製作所 関西支店

支店長 富山 博司

参 照 物品売買仮契約書（写） 別紙のとおり

物 品 売 買 仮 契 約 書 (写)

- 1 品名及び数量 丸亀市民会館舞台照明備品購入
品名及び数量は別紙参照
- 2 契 約 金 額 ￥188,760,000－
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥17,160,000－
- 3 納 入 期 限 令和8年5月29日
- 4 納 入 場 所 丸亀市大手町二丁目3番1号 丸亀市民会館
- 5 契 約 保 証 金 丸亀市契約規則第32条第1号の規定により免除
- 6 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

上記のことについて、発注者丸亀市（代表者 市長 松永恭二）と受注者 株式会社松村電機製作所 関西支店（支店長 富山 博司）との間に次のとおり契約を締結する。

（納入物品の品質等）

第1条 納入物品の品質、構造、形状、寸法等は、見本、仕様書又は図面によるものとする。

（納入期限の延長）

第2条 受注者は、天災その他真にやむを得ない理由により、納入期限内に物品を納入することができないときは、期限延長の申出をすることができる。

2 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。

（検収）

第3条 発注者は、受注者が物品を納入した日から10日以内に検収を行うものとする。

2 検収に要する費用及び検収のため変質、変形、消耗又はき損したものは、すべて受注者の負担とする。

3 受注者は、第1項の検収に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検収の結果について異議を申し立てることができない。

（所有権）

第4条 物品の所有権は、検収を完了したとき、受注者から発注者に移転するものとし、移転前に生じた物品の亡失、き損等の損害は、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、すべて受注者の負担とする。

- 2 発注者受注者双方の責めに帰することができない事由により、移転前に物品が亡失し、又はき損した場合は、発注者は契約を解除することができる。

(契約金の支払)

第5条 受注者は、検収を完了した後、発注者の指示する手続に従って契約金の支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、その支払請求書を受理したときは、30日以内に契約金額を受注者に支払わなければならない。

(遅延違約金)

第6条 受注者は、納入期限内に合格品を完納しないときは、納入期限の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、遅延数量に対する契約金額に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額を遅延違約金として発注者に支払わなければならない。

- 2 前項の遅延違約金の徴収日数の計算については、検収に要した日数は、これを算入しない。

(履行の追完請求)

第7条 納入された物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合（以下「契約不適合」という。）は、発注者は、受注者に対し、相当の期間を定めて当該物品の修補、これに代わる物品の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 契約不適合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前項に規定する履行の追完を請求することができない。ただし、受注者が契約不適合であることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約金額の減額請求)

第8条 前条の規定により発注者が、受注者に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、又は受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告をすることなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。

- 2 契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前項に規定する契約金額の減額を請求することができない。ただし、受注者が契約不適合であることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限

りでない。

(準用)

第9条 前2条の規定は、債務不履行による損害賠償請求及び解除権の行使を妨げない。ただし、前条の請求により契約金額の減額をした場合は、この限りでない。

(契約不適合責任期間)

第10条 受注者が、契約不適合の物品を納入した場合において、発注者が不適合(数量に関する契約不適合を除く。)を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その契約不適合を理由として、履行の追完請求、契約金額の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が納入時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約の解除)

第11条 受注者が、納入期限内に契約を履行しない又は履行の見込みがない場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行が行われない場合、発注者は契約を解除することができる。

2 次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、発注者は、前項の催告をすることなく、直ちに、契約を解除することができる。

(1) 契約の全部が履行不能であるとき。

(2) 受注者から契約解除の申入れがあったとき。

(3) 受注者がこの契約条項に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4) 発注者が行う物品の検収に際し、受注者に詐欺その他の不正行為があったとき。

(5) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。))。

(6) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受

注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (7) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (8) 受注者(法人にあつては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (9) 受注者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- (10) 代表一般役員等(受注者の代表役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合には代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。))をいう。以下この号において同じ。))、一般役員等(法人の役員(執行役員を含む。))又はその支店若しくは営業所(常時売買契約等を締結する事務所をいう。))を代表する者(代表役員等を除く。))をいう。)又は経営に事実上参加している者をいう。以下この条において同じ。)が暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。))と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下この条において同じ。)であると認められるとき。
- (11) 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える

ため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

(12) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

(13) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(14) 契約等に当たり、その相手方が第10号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

(15) 第10号から第13号までのいずれかに該当する者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が当該下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(16) 前項の催告をしても、契約の目的を達するに足りる履行の見込みがないことが明らかであるとき。

(17) その他、契約の目的を達するのに十分な履行が見込まれないことが明らかであるとき。

3 発注者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、この契約の一部を解除することができる。

(1) 契約の一部が履行不能であるとき。

(2) 受注者から契約の一部を解除する申入れがあったとき。

（違約金）

第12条 受注者は、前条の規定によりこの契約を解除されたときは、契約保証金に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、前条第3項による契約の一部を解除されたときは、発注者と受注者が協議して定めることができる。

（賠償金）

第13条 受注者は、第11条第2項第5号又は第6号に該当するときは、発注者が契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、発注者が契約の目的物の引渡しを受けた後においても適用がある

ものとする。

- 3 前2項の規定は、発注者に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(損害賠償)

第14条 受注者が契約の本旨に従った履行をしないとき、又は契約の履行が不能であるときは、発注者は、受注者の対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その契約の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により損害賠償を請求することができる場合において、発注者は、次の各号に掲げるときは、契約の履行の代わりに損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 契約の履行が不能であるとき。
- (2) 受注者が契約の履行を拒絶する意思表示をしたとき。
- (3) 契約の不履行により契約の解除権が発生したとき。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第15条 受注者は、この契約から生ずる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は第三者のための担保に供することができない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約外の事項)

第16条 受注者は、本契約書に規定しない事項は、丸亀市契約規則（平成17年規則第48号）に定めるところに従わなければならない。

第17条 この契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議が調わない場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合における訴訟は、丸亀市役所所在地を管轄する高松地方裁判所丸亀支部に提起するものとする。

第18条 前各条に規定するもののほか必要な事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者がそれぞれ記名押印して、各自1通を保有する。

令和7年9月9日

発注者 丸亀市大手町二丁目4番21号
丸亀市

代表者 市長 松永 恭二 印

受注者 大阪府大阪市北区天満2-12-16
株式会社松村電機製作所 関西支店
支店長 富山 博司 印

仕様書

1 件 名 丸亀市民会館舞台照明備品購入

2 納入期限 令和8年5月29日（金）

3 納入場所 丸亀市民会館（丸亀市大手町二丁目3番1号）

4 品名、数量及び規格等 別紙による

5 購入品等

- （1） 購入品は原則カタログに掲載されているものとし、新品であること。
- （2） 特注品については、機器図を作成し、事前に本市の承認を得ること。
- （3） 購入品の図面及び作成した機器図は、図面データ（CAD等）およびPDFデータを記録媒体により提出すること。なお、提出したデータは本市に帰属するものとし、受注者の承諾なく利用できるものとする。

6 納入・取付け等

- （1） 納入日時、設置場所及び搬入経路については、契約締結後に協議を行い、本市の指示に従うこと。設置場所及び搬入経路等の詳細は、契約締結後に本市から別途提示するものとする。
- （2） 納入時に、納入物品及び施設を破損することのないよう配慮し、破損した場合は、受注者の責任において対応すること。また、納入作業において養生が必要と判断される場合は、受注者が実施するものとし、使用した資材等は、作業後、適切に処分すること。
- （3） 設置場所への取付けが必要な備品については、本市の指示により取付けるものとし、支障なく稼働等するか確認作業を行うこと。
- （4） 受注者は、納入時に本市職員が行う検収に立ち会うものとする。また、検収に要する費用は、すべて受注者の負担とする。

7 保証期間

- （1） 購入品の保証期間は、すべての納入が完了した日から起算して1年とする。ただし、メーカーによる保証期間が1年を超える場合は、メーカーの保証期間とする。
- （2） 保証期間中にメーカー又は受注者の責めに帰すべき事由により故障、不良その他不具合が発生した場合は、受注者が無償で対応するものとする。

8 入札・契約

- （1） 本件は、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（平成17年3月22日条例第52号）第3条の規定により、契約にあたっては、議

会の議決に付す必要があるため、令和 7 年 9 月議会において議決を得たのちに本契約を締結する。なお、丸亀市契約規則（平成 17 年 3 月 22 日規則第 48 号）第 37 条第 1 項の規定により、議会の議決を得る前に、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を記載した契約書により、仮契約を締結すること。

- (2) 入札金額は、消費税及び地方消費税を除いた総額を記載すること。
- (3) 入札金額には、納入物品の金額、納入場所までの運送、搬入、組立費、設置費、動作確認、取扱説明等の購入から動作確認にかかる一切の費用を含むこと。
- (4) 契約金は、すべての検収が完了した後、受注者の請求に基づき 1 回払いにて支払う。
- (5) 本契約成立後から納入期限までの期間に納入物品の価格改定があった場合についても、契約金額の変更は行わない。

9 その他

本仕様書に定めのない事項、その他疑義については、本市と協議し定める。

丸亀市民会館舞台照明備品一覧表

NO	品名	メーカー	品番	仕様等	数量
1	移動型調光器	松村電機製作所	CD-204i-DE		8 台
2	スモークマシン	ANTARI	F-1 FAZER		2 台
3	フォロースポットライト	USHIO	XPS-2009SR/e		2 台
4	スポットライト	松村電機製作所	CS-6	500w凸レンズ	6 台
5	スポットライト	松村電機製作所	FS-6	500wフレネル	6 台
6	スポットライト	松村電機製作所	CX8S II	1k凸レンズ	16 台
7	スポットライト	松村電機製作所	FX8 II	1kフレネル	10 台
8	Parライト	松村電機製作所	PL-64		40 台
9	LED スポットライト	松村電機製作所	LC-8	LED 凸レンズ	28 台
10	LED スポットライト	松村電機製作所	LF-8	LED フレネル	32 台
11	エリプソイダルライト	松村電機製作所	S4-419		2 台
12	エリプソイダルライト	松村電機製作所	S4-426		4 台
13	エリプソイダルライト	松村電機製作所	S4-450		2 台
14	ミニブルートライト	東芝ライテック	AL-MB-2		12 台
15	スポットライト	丸茂電機	FQH2-805S2-1500	1.5kwFQ	12 台
16	スポットライト	丸茂電機	FQH2-106S2-2000	2kwFQ	6 台
17	LED パーライト	CHAUVET Professional	COLORado 2 Solo		36 台
18	1ch調光器	松村電機製作所	1ch DMX-DIM		16 台
19	調光ユニット	LITEPUTER	DX-402A	吊り金具・ダバ付き	20 台
20	エフェクトスポットライト	丸茂電機	EPD3-1000W		6 台
21	マシン操作BOX	丸茂電機	MCBX-ED3		6 台
22	ダブルマシン	丸茂電機	NCD3	PND-100S (ウズ)、PND-107S、PND-108S、PND-109S、PND-110S 各 6 枚を含む	6 台
23	ディスクマシン	丸茂電機	VSD3	PVD-100S (雪)、PVD-103S (炎)、PVD-106S (雨)、PVD-109S (雲)、PVD-101S (雪の前板)、PVD-107S (雨の前板) 各 6 枚を含む	6 台

24	エフェクトマシン先玉	丸茂電機	SDD3-Z0609	ズームモデル	6	台
25	エフェクトマシン先玉	丸茂電機	SDD3-Z0812	ズームモデル	6	台
26	エフェクトマシン先玉	丸茂電機	SDD3-4	固定焦点モデル	6	台
27	エフェクトマシン先玉	丸茂電機	SDD3-16	固定焦点モデル	6	台
28	波マシン	丸茂電機	NAE3-1000		6	台
29	LED エリソイダルライト	松村電機製作所	S4LED3LS	310W レンズチューブ：LED19XDLT (19°)	19	台
30	LED エリソイダルライト	松村電機製作所	S4LED3LS	310W レンズチューブ：LED26XDLT (26°)	14	台
31	LED エリソイダルライト	松村電機製作所	S4LED3LS	310W レンズチューブ：LED36XDLT (36°)	4	台
32	LED エリソイダルライト	松村電機製作所	S4LED3LS	310W レンズチューブ：LED50XDLT (50°)	8	台
33	フロースポットライト用カッター	USHIO	XC-321P8/e	XPS-2009SR/e用	2	個
34	フロースポットライト用アイリスシャッター	USHIO	XI-123/e	XPS-2009SR/e用	2	個
35	フロースポットライト用ドウサカッター	USHIO	XDC-2P/e	XPS-2009SR/e用	2	個
36	フロースポットライト用ソフトフォーカスASSY	USHIO	SF2	XPS-2009SR/e用	6	個
37	ミラーボール	松村電機製作所	MB2-450-D-S	45cm (吊置兼用型) 専用ケース付き	1	台
38	ミラーボール	松村電機製作所	MB2-240×400-D-S	240×400cm (吊置兼用型) 専用ケース付き	2	台
39	ミラーボール	松村電機製作所	MB2-600-D-S	60cm (吊置兼用型) 専用ケース付き	1	台
40	指揮者用譜面灯	RAT stands	66Q09	トリオ4・ライト用AC7段階×2個含む	2	台
41	指揮者用譜面台	RAT stands	57Q2	バンブートレー	2	台
42	指揮者用デジチエインボックス	RAT stands	74Q311-1		1	台
43	指揮者用トリオ・DMXデコーダー	RAT stands	94Q372		1	台
44	演奏者用譜面灯	RAT stands	73AX62	アポロ・クリップオンライト	100	台
45	バドチエインケーブル	RAT stands	74Q385	アポロライト用	15	台
46	アポロ・DMXデコーダー	RAT stands	74Q381	アポロライト用	5	台
47	ダンプリカース	BestecAudioInc.		アポロクリップオンライト・20台収納	5	個

48	バンドア		松村電機製作所	BD-6	6インチ	20	台
49	バンドア		松村電機製作所	BD-8	8インチ	40	台
50	自在ハンガー・アタッチメント		松村電機製作所	HL-3		30	台
51	ロングハンガー・アタッチメント		松村電機製作所	HY		30	台
52	2連アーム トンボ		松村電機製作所	SA		10	台
53	RevoPROデュアルプログラマブルローター		Rosco	205 64250 0000		6	台
54	ソースフォーハーフハット		ETC (剣プロダクション)	400HH		20	個
55	ソースフォーハーフトップハット		ETC (剣プロダクション)	400TH5		20	個
56	ソースフォーGOBOホルダ (Bサイズ)		ETC (剣プロダクション)	PRXPHB		40	個
57	DMX CAT		City Theatrical	6000		3	台
58	操作用Ipad		Apple	iPad mini 128GB	DMX CAT用	1	台
59	DMXワイヤレス送信機		松村電機製作所	SS34DXT		2	台
60	DMXワイヤレス受信機		松村電機製作所	SS34DXR		4	台
61	DMXミキサ		松村電機製作所	DMXMIX-4		2	台
62	DMXスプリッター吊形		松村電機製作所	DX-4SP1-D		4	台
63	三又三段スタンド		丸茂電機	ST3C-12	ロングタイプ・キヤスター付	6	台
64	譜面台		Wenger	F3021		8	台
65	裁断機		DAHLE	558N	ローラーカッター	1	台
66	カゴ台車		株式会社A2K	HK-K5NG	タイプ1用中間棚 ES-5 × 25枚を含むこと	25	台
67	スタンド用台車		株式会社A2K	ST-SD450N		30	台
68	カートツールボックス ステンレス		SK-11	F-TS003		3	台
69	ローラーキャビネット		KTC	SKX3805	カラー：レッド	1	台
70	アームスエージャー (230mm)		アーム産業	HSC-23		1	台
71	電動リフト UL-E		snorkel イイハ・ジャパン	UL35E		1	台
72	電動リフト UL-E		snorkel イイハ・ジャパン	UL20E		1	台
73	手動式結束工具		バンドウイットコーポレーション (PANDUIT)	GTS-E		3	台

議案第 104 号

物品の購入について（丸亀市民会館舞台大道具備品）

次のとおり物品の購入をいたしたい。

令和 7 年 10 月 3 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 購 入 物 品 丸亀市民会館舞台大道具備品

2 契約の方法 指名競争入札

3 購 入 金 額 金 31,900,000 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 2,900,000 円

4 購 入 先 東京都台東区花川戸 2-11-2

森平舞台機構株式会社

代表取締役 森 健輔

参 照 物品売買仮契約書（写） 別紙のとおり

物 品 売 買 仮 契 約 書 (写)

- 1 品名及び数量 丸亀市民会館舞台大道具備品購入
品名及び数量は別紙参照
- 2 契 約 金 額 ￥31,900,000－
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥2,900,000－
- 3 納 入 期 限 令和8年5月29日
- 4 納 入 場 所 丸亀市大手町二丁目3番1号 丸亀市民会館
- 5 契 約 保 証 金 丸亀市契約規則第32条第1号の規定により免除
- 6 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

上記のことについて、発注者丸亀市（代表者 市長 松永恭二）と受注者 森平舞台機構株式会社（代表取締役 森 健輔）との間に次のとおり契約を締結する。

（納入物品の品質等）

第1条 納入物品の品質、構造、形状、寸法等は、見本、仕様書又は図面によるものとする。

（納入期限の延長）

第2条 受注者は、天災その他真にやむを得ない理由により、納入期限内に物品を納入することができないときは、期限延長の申出をすることができる。

- 2 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。

（検収）

第3条 発注者は、受注者が物品を納入した日から10日以内に検収を行うものとする。

- 2 検収に要する費用及び検収のため変質、変形、消耗又はき損したものは、すべて受注者の負担とする。
- 3 受注者は、第1項の検収に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検収の結果について異議を申し立てることができない。

（所有権）

第4条 物品の所有権は、検収を完了したとき、受注者から発注者に移転するものとし、移転前に生じた物品の亡失、き損等の損害は、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、すべて受注者の負担とする。

- 2 発注者受注者双方の責めに帰することができない事由により、移転前に物品が亡

失し、又はき損した場合は、発注者は契約を解除することができる。

(契約金の支払)

第5条 受注者は、検収を完了した後、発注者の指示する手続に従って契約金の支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、その支払請求書を受理したときは、30日以内に契約金額を受注者に支払わなければならない。

(遅延違約金)

第6条 受注者は、納入期限内に合格品を完納しないときは、納入期限の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、遅延数量に対する契約金額に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額を遅延違約金として発注者に支払わなければならない。

2 前項の遅延違約金の徴収日数の計算については、検収に要した日数は、これを算入しない。

(履行の追完請求)

第7条 納入された物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合（以下「契約不適合」という。）は、発注者は、受注者に対し、相当の期間を定めて当該物品の修補、これに代わる物品の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 契約不適合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前項に規定する履行の追完を請求することができない。ただし、受注者が契約不適合であることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約金額の減額請求)

第8条 前条の規定により発注者が、受注者に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、又は受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告をすることなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。

2 契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前項に規定する契約金額の減額を請求することができない。ただし、受注者が契約不適合であることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(準用)

第9条 前2条の規定は、債務不履行による損害賠償請求及び解除権の行使を妨げない。ただし、前条の請求により契約金額の減額をした場合は、この限りでない。

(契約不適合責任期間)

第10条 受注者が、契約不適合の物品を納入した場合において、発注者が不適合(数量に関する契約不適合を除く。)を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その契約不適合を理由として、履行の追完請求、契約金額の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が納入時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約の解除)

第11条 受注者が、納入期限内に契約を履行しない又は履行の見込みがない場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行が行われない場合、発注者は契約を解除することができる。

2 次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、発注者は、前項の催告をすることなく、直ちに、契約を解除することができる。

- (1) 契約の全部が履行不能であるとき。
- (2) 受注者から契約解除の申入れがあったとき。
- (3) 受注者がこの契約条項に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 発注者が行う物品の検収に際し、受注者に詐欺その他の不正行為があったとき。
- (5) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。))。
- (6) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定し

たものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (7) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (8) 受注者(法人にあっては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (9) 受注者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- (10) 代表一般役員等(受注者の代表役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合には代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。))をいう。以下この号において同じ。)、一般役員等(法人の役員(執行役員を含む。))又はその支店若しくは営業所(常時売買契約等を締結する事務所をいう。))を代表する者(代表役員等を除く。))をいう。)又は経営に事実上参加している者をいう。以下この条において同じ。)が暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。))と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下この条において同じ。)であると認められるとき。
- (11) 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

- (12) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。
- (13) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (14) 契約等に当たり、その相手方が第10号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。
- (15) 第10号から第13号までのいずれかに該当する者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が当該下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
- (16) 前項の催告をしても、契約の目的を達するに足る履行の見込みがないことが明らかであるとき。
- (17) その他、契約の目的を達するのに十分な履行が見込まれないことが明らかであるとき。
- 3 発注者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、この契約の一部を解除することができる。
- (1) 契約の一部が履行不能であるとき。
- (2) 受注者から契約の一部を解除する申入れがあったとき。
- (違約金)

第12条 受注者は、前条の規定によりこの契約を解除されたときは、契約保証金に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、前条第3項による契約の一部を解除されたときは、発注者と受注者が協議して定めることができる。

(賠償金)

第13条 受注者は、第11条第2項第5号又は第6号に該当するときは、発注者が契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、発注者が契約の目的物の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。

- 3 前2項の規定は、発注者に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(損害賠償)

第14条 受注者が契約の本旨に従った履行をしないとき、又は契約の履行が不能であるときは、発注者は、受注者の対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その契約の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により損害賠償を請求することができる場合において、発注者は、次の各号に掲げるときは、契約の履行の代わりに損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 契約の履行が不能であるとき。
- (2) 受注者が契約の履行を拒絶する意思表示をしたとき。
- (3) 契約の不履行により契約の解除権が発生したとき。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第15条 受注者は、この契約から生ずる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は第三者のための担保に供することができない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約外の事項)

第16条 受注者は、本契約書に規定しない事項は、丸亀市契約規則（平成17年規則第48号）に定めるところに従わなければならない。

第17条 この契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議が調わない場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合における訴訟は、丸亀市役所所在地を管轄する高松地方裁判所丸亀支部に提起するものとする。

第18条 前各条に規定するもののほか必要な事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者がそれぞれ記名押印して、各自1通を保有する。

令和7年9月9日

発注者 丸亀市大手町二丁目4番21号

丸亀市

代表者 市長 松永 恭二 印

受注者 東京都台東区花川戸2-11-2

森平舞台機構株式会社

代表取締役 森 健輔 印

仕様書

1 件 名 丸亀市民会館舞台大道具備品購入

2 納入期限 令和8年5月29日（金）

3 納入場所 丸亀市民会館（丸亀市大手町二丁目3番1号）

4 品名、数量及び規格等 別紙による

5 購入品等

- （1） 購入品は原則カタログに掲載されているものとし、新品であること。
- （2） 特注製作品については、舞台大道具の設計、製造の実績がある会社等が製作すること。また、事前に製作図を作成し、材質や形状等について本市の承認を得た上で製作を行うこと。
- （3） 現地との取合わせが必要な備品の製作図については、本市と調整の上、現地を実測し、寸法等を設定すること。
- （4） 作成した製作図は納入する備品とともに、図面データおよびPDFデータを記録媒体により提出すること。なお、提出した図面データは本市に帰属するものとし、製作者の承諾なく利用できるものとする。

6 納入・取付け等

- （1） 納入日時、設置場所及び搬入経路については、契約締結後に協議を行い、本市の指示に従うこと。設置場所及び搬入経路等の詳細は、契約締結後に本市から別途提示するものとする。
- （2） 納入時に、納入物品及び施設を破損することのないよう配慮し、破損した場合は、受注者の責任において対応すること。また、納入作業において養生が必要と判断される場合は、受注者が実施するものとし、使用した資材等は、作業後、適切に処分すること。
- （3） 設置場所への取付けが必要な備品については、本市の指示により取付けるものとし、支障なく稼働等するか確認作業を行うこと。
- （4） 受注者は、納入時に本市職員が行う検収に立ち会うものとする。また、検収に要する費用は、すべて受注者の負担とする。

7 保証期間

- （1） 購入品の保証期間は、すべての納入が完了した日から起算して1年とする。ただし、メーカーによる保証期間が1年を超える場合は、メーカーの保証期間とする。
- （2） 保証期間中にメーカー又は受注者の責めに帰すべき事由により故障、不良その他不具合が発生した場合は、受注者が無償で対応するものとする。

8 入札・契約

- (1) 本件は、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（平成 17 年 3 月 22 日条例第 52 号）第 3 条の規定により、契約にあたっては、議会の議決に付す必要があるため、令和 7 年 9 月議会において議決を得たのちに本契約を締結する。なお、丸亀市契約規則（平成 17 年 3 月 22 日規則第 48 号）第 37 条第 1 項の規定により、議会の議決を得る前に、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を記載した契約書により、仮契約を締結すること。
- (2) 入札金額は、消費税及び地方消費税を除いた総額を記載すること。
- (3) 入札金額には、納入物品の金額、納入場所までの運送、搬入、組立費、設置費、動作確認、取扱説明等の購入から動作確認にかかる一切の費用を含むこと。
- (4) 契約金は、すべての検収が完了した後、受注者の請求に基づき 1 回払いにて支払う。
- (5) 本契約成立後から納入期限までの期間に納入物品の価格改定があった場合についても、契約金額の変更は行わない。

9 その他

本仕様書に定めのない事項、その他疑義については、本市と協議し定める。

丸亀市民会館舞台大道具備品一覧表

No.	品名	メーカー	図面	品番	仕様等	数量
1	平台(2尺×6尺×4寸)	特注製作作品(大道具専門会社)	○		天板5寸杉15mm	4
2	平台(3尺×6尺×4寸)	特注製作作品(大道具専門会社)	○		天板5寸杉15mm	50
3	平台(4尺×6尺×4寸)	特注製作作品(大道具専門会社)	○		天板5寸杉15mm	24
4	平台(3尺×3尺×4寸)	特注製作作品(大道具専門会社)	○		天板5寸杉15mm	6
5	平台(3尺×4尺×4寸)	特注製作作品(大道具専門会社)	○		天板5寸杉15mm	4
6	平台運搬台車(3尺用)	特注製作作品(大道具専門会社)	○			5
7	平台運搬台車(4尺用)	特注製作作品(大道具専門会社)	○			2
8	箱馬(1尺×1尺1寸×6寸)	特注製作作品(大道具専門会社)	○		杉15mm	80
9	箱馬(1尺×1尺7寸×6寸)	特注製作作品(大道具専門会社)	○		杉15mm	60
10	木台(91×91×303)	特注製作作品(大道具専門会社)	○			50
11	開き足(中足)(3尺用)	特注製作作品(大道具専門会社)	○		2.1尺高	32
12	開き足(中足)(4尺用)	特注製作作品(大道具専門会社)	○		2.1尺高	10
13	開き足(高足)(3尺用)	特注製作作品(大道具専門会社)	○		2.8尺高	16
14	開き足(高足)(4尺用)	特注製作作品(大道具専門会社)	○		2.8尺高	24
15	箱階段(1段)(3尺×1尺×7寸)	特注製作作品(大道具専門会社)	○			4
16	箱階段(2段)(3尺×2尺×1尺4寸)	特注製作作品(大道具専門会社)	○			4
17	箱階段(3段)(3尺×3尺×2尺1寸)	特注製作作品(大道具専門会社)	○			4
18	クコミパネル(6尺×7寸)	特注製作作品(大道具専門会社)	○			50
19	クコミパネル(3尺×7寸)	特注製作作品(大道具専門会社)	○			8
20	ツカミ金具	特注製作作品(大道具専門会社)	○			250
21	ツカミ金具収納箱	特注製作作品(大道具専門会社)	○			3
22	落ち止め(1寸×1寸×6尺)	特注製作作品(大道具専門会社)	○		杉角材	12
23	落ち止め(1寸×1寸×9尺)	特注製作作品(大道具専門会社)	○		杉角材	10
24	落ち止め用ツカミ金具	特注製作作品(大道具専門会社)	○			30
25	めくり台	特注製作作品(大道具専門会社)	○		T型スプルス	2
26	客席階段	特注製作作品(大道具専門会社)	○		片側手摺付き 大ホール、小ホールの実測が必要	4
27	人形立 (6尺)	特注製作作品(大道具専門会社)	○			30
28	人形立 (9尺)	特注製作作品(大道具専門会社)	○			6
29	ピアノ運搬車 GPKアリー(フルコンタイプ)	総合ピアノサービス		GPC	後部標準受け台	2
30	ピアノ昇降車 はこべー(フルコンタイプ)	総合ピアノサービス		HKB		1

提 案 理 由

議案第 102 号

工事請負契約の締結につきましては、南中学校北校舎空調設備改修工事について、去る 9 月 2 日に制限付き一般競争入札を行いましたところ、三宅設備工業株式会社に落札決定し、工事請負仮契約を 9 月 9 日に締結しましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 103 号

物品の購入につきましては、丸亀市民会館舞台照明備品購入について、去る 9 月 2 日に指名競争入札を行いましたところ、株式会社松村電機製作所 関西支店に落札決定し、物品売買仮契約を 9 月 9 日に締結しましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 104 号

物品の購入につきましては、丸亀市民会館舞台大道具備品購入について、去る 9 月 2 日に指名競争入札を行いましたところ、森平舞台機構株式会社に落札決定し、物品売買仮契約を 9 月 9 日に締結しましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。